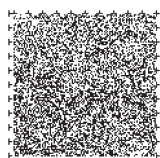


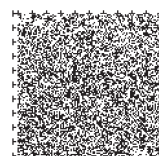
8 地域福祉活動計画のアクションプラン

(1) 計画を支える下関市社会福祉協議会のアクションプラン

活動項目	課題・問題点	内容							
重点課題の設定	<ul style="list-style-type: none"> 市民アンケートの結果や懇話会の意見等を踏まえ、第3期計画において、全市的に推進する統一重点課題の設定と圏域別の重点課題への取組を進める必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 全市的に推進する統一重点課題の設定と圏域別の重点課題を整理して、その推進を図ります。 							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>市社協の取組</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 統一重点課題と圏域別重点課題の設定 重点課題の普及啓発 重点課題への取組の実施 </td> <td>全市的、圏域別に実施</td> </tr> </tbody> </table>	市社協の取組	目標	<ul style="list-style-type: none"> 統一重点課題と圏域別重点課題の設定 重点課題の普及啓発 重点課題への取組の実施 	全市的、圏域別に実施			
市社協の取組	目標								
<ul style="list-style-type: none"> 統一重点課題と圏域別重点課題の設定 重点課題の普及啓発 重点課題への取組の実施 	全市的、圏域別に実施								
計画の推進・普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 広く市民の参画を得て、計画の推進を図るために、市民の計画に対する理解と関心を高める必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民の計画に対する理解と関心を高める取組を進めます。 							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>市社協の取組</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 計画推進の研修会等の開催 </td> <td>市内10地区</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 社協だよりやホームページによる普及啓発 </td> <td>随時</td> </tr> </tbody> </table>	市社協の取組	目標	<ul style="list-style-type: none"> 計画推進の研修会等の開催 	市内10地区	<ul style="list-style-type: none"> 社協だよりやホームページによる普及啓発 	随時	
		市社協の取組	目標						
<ul style="list-style-type: none"> 計画推進の研修会等の開催 	市内10地区								
<ul style="list-style-type: none"> 社協だよりやホームページによる普及啓発 	随時								
<ul style="list-style-type: none"> 福祉イベント等を活用した普及啓発 啓発用パンフレットの作成配布 	様々な機会を活用して配付								
計画の進行管理	<ul style="list-style-type: none"> 計画の着実な推進を担保するために、計画の進捗状況等について進行管理を行う必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 計画の進捗状況等について進行管理を行うとともに、計画の適切な推進を図ります。 							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>市社協の取組</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 理事会、評議員会等における進行管理 計画策定推進会議における進行管理・評価 </td> <td>年1回以上</td> </tr> </tbody> </table>	市社協の取組	目標	<ul style="list-style-type: none"> 理事会、評議員会等における進行管理 計画策定推進会議における進行管理・評価 	年1回以上			
市社協の取組	目標								
<ul style="list-style-type: none"> 理事会、評議員会等における進行管理 計画策定推進会議における進行管理・評価 	年1回以上								
市民参加の促進と協働体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> 地域性に応じた市民の主体的で多様な地域福祉活動を推進するために、一層の市民参加の促進と多種多様な組織・団体等との協働体制づくりを進める必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域性に応じた市民の主体的で多様な地域福祉活動を推進するために、一層の市民参加の促進と多種多様な組織・団体等の協働体制づくりを進めます。 							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>市社協の取組</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 多種多様な組織機関団体等に対する地域福祉活動への参加に関する働きかけ </td> <td>随時</td> </tr> </tbody> </table>	市社協の取組	目標	<ul style="list-style-type: none"> 多種多様な組織機関団体等に対する地域福祉活動への参加に関する働きかけ 	随時			
市社協の取組	目標								
<ul style="list-style-type: none"> 多種多様な組織機関団体等に対する地域福祉活動への参加に関する働きかけ 	随時								



活動項目	課題・問題点	内容	
職員の 資質 向上	・計画の理念の実現と社協組織の使命を達成するために、職員の資質向上を図る必要があります。	・職員の意識改革やスキルアップ、自己啓発などを促し、職員の資質向上を図ります。	
		市社協の取組	目標
		・職員研修の実施 ・職員教育の実施	年10回程度 随時
財政基盤 の 強化	・計画の推進を財政面で支えるために、財源の増強を図る必要があります。	・計画を推進するための財源的な裏付けを確保するために、財源の増強に向けた取組を進めます。	
		市社協の取組	目標
		・社協会費、寄付金、共同募金の増強など 自主財源の確保に向けた取組 ・新たな収益事業の検討	随時
地域福祉 活動推進 圏域の 設定	・社会資源を活用しつつ、市民の主体的な取組を効率的かつ効果的に展開するために、地域福祉活動を推進する圏域を重層的に設定する必要があります。	・地域性に応じた、市民の主体的な取組を効率的かつ効果的に展開するために、「地域福祉活動推進圏域」を設定し、市民の理解促進を図ります。	
		市社協の取組	目標
		・研修会等を通じた圏域設定に対する理解の促進 ・圏域に応じて実施する取組の提案	随時

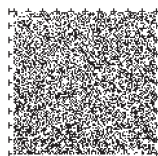


(2) 重点課題（全市及び圏域別）

～第3期計画において、下関市社会福祉協議会がアクションプランに基づき、
特に重点的に取り組む課題～

① 全市共通重点課題

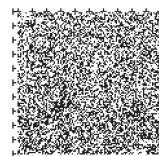
重点課題	現状・課題	取組内容	計画の頁
(ア)自治会における福祉活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、日常生活に身近な自治会活動に参加する傾向が強く、また、地域における支え合いを進める範囲として「自治会」とする意見が多いため、自治会における福祉活動の推進を図る必要があります。 ・自治会加入者の減少や役員等の人材不足の課題を抱える自治会を支援する取組が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会における見守り活動の推進 ・ふれあい・いきいきサロン等の居場所や交流の場づくりの推進 ・福祉員活動の推進 ・自治会福祉部(委員会)の設置促進 ・住民相互の助け合いによる生活支援の仕組みづくりの推進 ・課題を抱える世帯を早期に発見し、適切に専門機関等へつなぐことができるよう、地域におけるニーズキャッチシステムづくりの推進 ・自治会の実態把握と支援策の検討 ・自治会、関係機関との連携による自治会加入を促進するための対応策の検討 	2-(2)- エ P.57 2-(1)- エ P.53
(イ)地区社協活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協活動の担い手や財源、拠点等、組織基盤に関して課題を抱えている地区社協があります。 ・活動が形骸化・マンネリ化している地区社協や活動の推進方針に悩みを抱えている地区社協があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協が抱える課題整理と支援方策の検討 ・地区社協活動の担い手の発掘・養成 ・地域でのつながりづくりや役割づくりとしての地区社協活動の提案 ・拠点整備に関する関係部局への働きかけ ・共同募金運動の推進 ・助成事業の活用支援 ・新たな財源づくりの検討 ・まちづくり協議会等の関係団体との関係整理 ・住民相互の助け合いによる生活支援の仕組みづくりの推進 	2-(2)- ア、イ ウ P.56 P.57
(ウ)ボランティア・地域福祉活動リーダー等の養成及び地域福祉関係者等のネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化、人口減少、ライフスタイルの多様化等により、ボランティア活動の担い手や地域福祉活動のリーダーが不足しています。 ・ゴミ出しや買い物、掃除等の日常生活支援ニーズが増加しています。 ・地域福祉関係者の連携強化による効率的・効果的な取組が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア講座・リーダー養成講座等の開催及び開催支援 ・課題解決型ボランティア養成講座の開催(生活支援、子育て支援、傾聴等) ・ネットワークづくりに関する相談支援・情報提供 	1-(3)- エ P.48 2-(1)- ウ P.52



② 圏域別課題

【下関】

重点課題	現状・課題	取組内容	計画の頁
(ア) 地域福祉活動・ボランティア活動の普及啓発及び支援体制の充実強化	<ul style="list-style-type: none"> 自治会や地区社協、ボランティア団体等の地域活動団体では、高齢化や人口減少、市民のライフスタイルの多様化等による人材不足の課題があります。 地域福祉活動やボランティア活動への参加意向がありながら、活動の内容や方法がわからない等の理由により参加していない市民の割合が高くなっているため、活動を支援する体制の充実強化が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 社協だよりやホームページ等のツールや相談支援による啓発 学生や幅広い年齢層に対する「地域福祉情報・ボランティア情報」の提供方策の検討 SNS等を活用した情報発信の仕組みづくり 学校や企業への「地域福祉情報・ボランティア情報」受付担当窓口設置の働きかけ 下関市ボランティアセンターの運営 ボランティア団体等の支援 	1-(2)-ア P.43 1-(3)-ア、イ P.47
(イ) 地域におけるニーズキャッチシステムづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者世帯や単身世帯、子育て世帯等、生活課題を抱えながらも、必要な支援が受けられずに暮らしている世帯を早期に発見し、専門機関等へつないだり、地域の中で解決に取り組む仕組みづくりが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ご近所への目配り気配り活動の普及啓発 福祉員活動の推進 自治会福祉部(委員会)の設置促進 地区社協活動の推進 	2-(1)-エ P.53
(ウ) 自治会における福祉活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 市民は、日常生活に身近な自治会活動に参加する傾向が強く、また、地域における支え合いを進める範囲として「自治会」とする意見が多いため、自治会における福祉活動の推進を図る必要があります。 自治会加入者の減少や役員等の人材不足の課題を抱える自治会を支援する取組が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉員活動の推進 自治会福祉部(委員会)の設置促進 自治会の実態把握と支援策の検討 自治会、関係機関との連携による自治会加入を促進するための対応策の検討 連合自治会への未加入自治会に対する支援方策の検討 	2-(2)-エ P.57

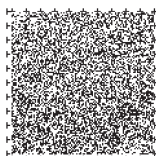


【菊川】

重点課題	現状・課題	取組内容	計画の頁
(ア)小地域見守りネットワーク活動の推進	・ひとり暮らしの高齢者などの見守り体制が十分ではありません。	・小地域見守り活動の普及啓発 ・自治会や民生委員・児童委員、福祉員等の連携強化 ・各自治会における福祉活動の実態把握	2-(1)-オ P.53
(イ)福祉員活動の充実強化	・小地域福祉活動の推進基盤を強化するため、より一層の福祉員の資質向上を図るための取組が必要です。	・福祉員研修会の内容の見直しと充実 ・福祉員連絡協議会の開催方法の検討 ・自治会長、民生委員・児童委員、福祉員の三者合同研修会の開催	2-(3)-イ、エ P.61
(ウ)地域における自立生活支援活動の推進	・買い物や通院に困っている等、生活課題を抱えている高齢者が増えています。	・生活支援体制整備事業を活用した高齢者等の生活支援全般に関する社会資源の開発(お助け隊の組織化)	2-(2)-オ P.58

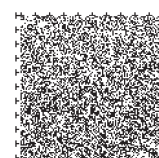
【豊田】

重点課題	現状・課題	取組内容	計画の頁
(ア)生涯現役社会づくりの推進	・高齢化が進んでいるため、介護予防の視点から、高齢者がいきいきと活躍できる地域づくりが必要です。	・地域における高齢者の果たせる役割や多様な学習機会等についての情報提供 ・地域の福祉課題解決に向けて、住民が主体的に取り組める環境整備	1-(1)-カ P.40
(イ)地域福祉活動の普及啓発	・地域福祉活動の担い手が減少する中、若年層をはじめ、幅広い世代に対する地域福祉活動の意義等について普及啓発を図る必要があります。	・学校等に対する福祉講座の利用に関する呼びかけ ・幅広い世代が参加できる福祉イベントの企画実施	1-(2)-ア P.43
(ウ)ふれあい・いきいきサロン活動の推進	・参加者の高齢化が進み、継続が難しくなっているふれあい・いきいきサロンがあります。	・ふれあい・いきいきサロンの実態把握と新たな支援方策の検討	1-(1)-イ P.39



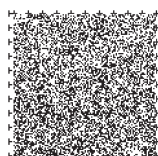
【豊浦】

重点課題	現状・課題	取組内容	計画の頁
(ア) ボランティア団体等の育成支援	・高齢化や担い手不足、活動財源などに課題を抱えているボランティア団体があります。	・ボランティア団体の抱える課題解決に向けた相談支援及び情報提供 ・ボランティア団体相互が意見交換できる場づくりの推進	1-(3)-ウ P.48
(イ) 地区社協の組織化と組織基盤の強化	・地区社協会費・共同募金の助成では運営費用が不足しています。 ・特定の役員に地区社協活動の負担が集中しています。 ・地域内で地域課題を共有するような話合いの場づくりが進んでいません。	・地区社協が抱える課題整理と支援方策の検討 ・自主財源について地域内で協議を重ねられる話合いの場づくりの推進 ・地区社協役員だけでなく自治会長、民生委員・児童委員、ボランティア団体や福祉施設等、誰でも参加しやすく地域課題に取り組める話合いの場づくりの提案	2-(2)-ウ P.57
(ウ) 福祉員活動の普及啓発及び福祉員活動の充実強化	・福祉員活動に関する認知度が低い傾向にあります。	・地区社協、自治会長、民生委員・児童委員等の関係機関に対する福祉員活動の普及啓発 ・福祉員研修会の開催	2-(3)-ア、イ P.61



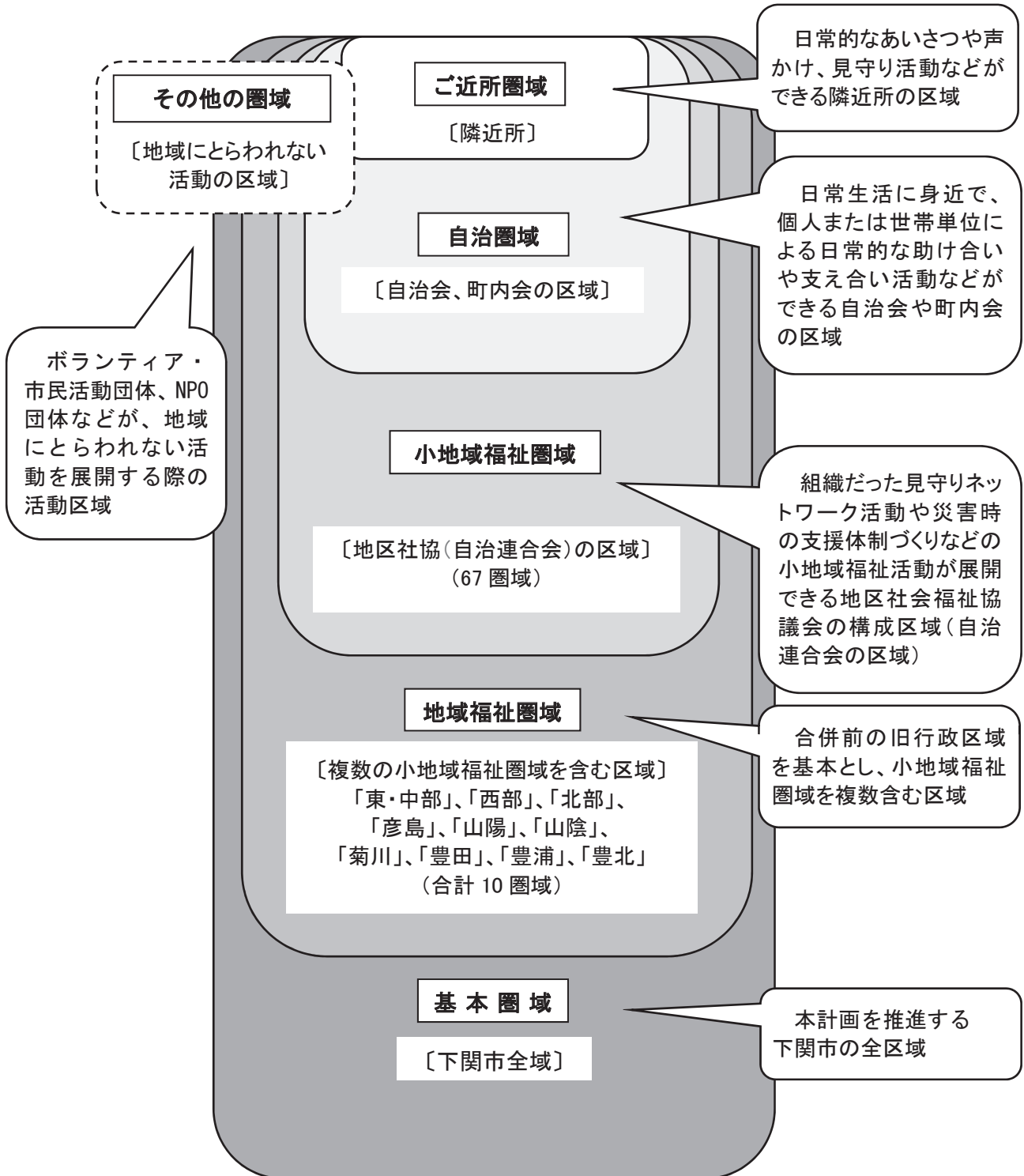
【豊北】

重点課題	現状・課題	取組内容	計画の頁
(ア) ボランティア・地域福祉活動の担い手・人材の養成	・自治会役員等の地域福祉活動者やボランティア活動の担い手・人材が不足しています。	・ボランティアリーダー養成講座や課題解決型ボランティア養成講座の開催 ・幅広い年齢層に対する「地域福祉情報・ボランティア情報」の提供方策の検討 ・ボランティアグループ連絡協議会に対する支援	1-(3)-ア、ウ、エ P.47 P.48
(イ) 地域における自立生活支援活動の推進及び安心・安全な暮らしを守る活動の推進	・バス停や駅が近くに無く、通院や買い物などの移動に困っている高齢者が多くなっています。また、救急や医療の体制が十分でなく、生活が不便だと感じる人が多くなっています。 ・高齢者のひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯が増えており、今まで以上の見守り体制や、災害時の支援体制の充実が必要となっています。	・福祉と医療の包括的なネットワークづくりの検討 ・住民参加型有償サービス(あんしんサービス)の強化 ・移動手段の確保や買い物支援策の検討 ・地区社協を中心とした小地域福祉推進会議の充実 ・災害時の要援護者への支援体制づくり	2-(2)-オ P.58 3-(3)-ア P.73
(ウ) 総合相談支援体制の充実強化	・地域の暮らしや福祉に関する相談体制に満足している人が少なくなっています。	・相談支援窓口の普及啓発 ・相談支援機関の連携強化や相談員の資質向上 ・小地域福祉推進会議の充実	3-(1)-ア、イ P.65

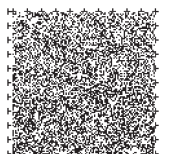


(3) 地域福祉活動推進圏域の設定

地域性や地域福祉の取組内容に応じた、市民の主体的な活動を効率的、効果的に展開するため、下関市社会福祉協議会では「地域福祉活動推進圏域」を設定します。



(注) 上記圏域の他、地域の特性や実情、活動内容等に応じた圏域設定により、地域福祉活動に取り組んでいる地域もあります。



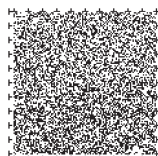
9 用語解説

【か行】

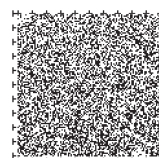
協働	共通の目的を達成するために、互いの立場の違いを認識し、協力して行動すること。
刑余者	以前に刑罰を受けたことのある人のこと。
権利擁護	社会福祉の分野では、自己の権利や援助にニーズを表明することの困難な障害のある人等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。
国勢調査	国の人口・世帯の実態を明らかにすることを目的として行われる統計調査。日本国内に住んでいるすべての人・世帯を対象として5年ごとに行われる。
子育て支援センター	地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、育児不安等についての相談・指導、子育てサークル等への支援を通して、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。

【さ行】

災害時要援護者	必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとることに支援が必要な人であり、一般的に高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊婦等をいう。
災害ボランティアセンター	主に災害発生時のボランティア活動を効率よく推進するための組織。
自主防災組織	「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成し、災害による被害を予防、軽減するための活動を行う組織。
児童扶養手当	父と生活をともにできない児童の母が、その児童を養育しているときや、母と生活をともにできない児童の父が、その児童を養育しているとき、あるいは父又は母にかわってその児童を養育しているときに支給される手当。



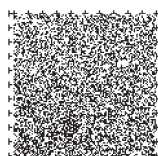
市民活動団体	<p>組織的かつ継続的に市民活動を行うことを主たる目的とする団体であり、その活動が次のいずれにも該当しないもの。</p> <p>ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの</p> <p>イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの</p> <p>ウ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とするもの</p> <p>エ 営利を目的とするもの</p>
社会的孤立	日常的なコミュニケーションの相手、相談相手、緊急時に支援してくれる相手がいないなど社会的なつながりが欠如した状態。
社会福祉協議会	社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を図ることを目的とする団体。社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加するものとされている。
小児慢性特性疾病	子どもの慢性疾病のうち、小児がんなど特定の疾病をさしており、現在 14 疾患群（722 疾病）がその対象として国に認定されている。
消費生活センター	専門の相談員が、消費者からの商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなどの相談を受け、公正な立場で処理する窓口。
自立支援給付	障害者総合支援法に基づく福祉サービスであり、本市では介護給付、訓練等給付がある。
身体障害者相談員・知的障害者相談員	障害がある人や家族に対し、身近な地域で、家庭での養育・生活・就学・就職等に関する相談に応じ、助言、指導を行う民間の協力者。市が委託することができる。
身体障害者手帳	身体に障害のある人が、身体障害者福祉法に定める障害に該当すると認められた場合に交付される手帳。
生活課題	地域福祉推進の主体である住民等の参加を得て地域の要支援者の生活上の解決すべき課題。
生活困窮者自立支援制度	現在生活保護を受給していないが、生活保護に至る可能性のある者で、自立が見込まれる者に、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援などの包括的な支援を行う制度。



精神障害者保健福祉手帳	精神障害のある人が、各種の支援を受けやすくすることを目的として、交付される手帳。
成年後見制度	認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分又は困難な者について、その判断力を補い保護・支援する制度。
セーフティネット	社会的・個人的な危機に対応する方策。雇用保険、生活保護、年金、預金保険、融資に対する信用保証など。安全策。
相談支援事業所	障害のある人の身近な地域において、安心して生活できる地域の支援体制をつくることを目的として、障害のある人やその家族等に対し、窓口での相談や家庭訪問による相談等を行う。
双方向性のネットワーク	情報の伝達が一方方向だけではなく互いに可能な、情報交換組織。

【た行】

団塊の世代	第二次大戦直後のベビーブーム時（1947年（昭和22年）から1949年（昭和24年））にかけて生まれた世代。
地域コミュニティ	一定の地域に居住する住民が、日常のふれあいや様々な分野の活動を通して、連帯感や共通意識をもち、地域の課題解決に取り組む共同体。
地域生活支援事業	障害のある人及び障害のある子どもが、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて行う事業であり、本市では、障害者デイサービス、日中ショートステイ、移動支援等を実施している。
地域包括ケアシステム	重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステム。
地区社協	地区社会福祉協議会。設置区域における地域福祉の推進を図ることを目的として、地域性に応じた住民主体による事業を行う任意の団体。設置区域は原則として自治連合会の区域。



地域包括支援センター	高齢者への総合的な生活支援の窓口となる地域機関。市町村または市町村から委託された法人が運営し、主任介護支援専門員・保健師・社会福祉士が配置される。介護予防の拠点として、高齢者本人や家族からの相談に対応し、介護、福祉、医療、虐待防止など必要な支援が継続的に提供されるように調整する。平成 17 年に改正された介護保険法に基づいて創設された。
------------	---

特定疾患（指定難病）	難病とは、「発病の機構が不明であり、治療方法が確立していない、希少な疾患であって、長期の療養を必要とするもの」と定義されている中、平成 26 年 12 月までは、特定疾患治療研究事業として、56 疾患を対象に医療費助成を行っていた。平成 27 年 1 月より「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、新たな医療費助成制度が開始され、対象となる疾患も大幅に拡大された。（平成 30 年 1 月現在：330 疾患）
------------	--

【な行】

ニッポン一億総活躍プラン	国の経済成長の隘路の根本にある少子高齢化の問題に真正面から取り組むための計画。日本経済に更なる好循環を形成するため、これまでの経済政策を一層強化するとともに、広い意味での経済政策として、子育て支援や社会保障の基盤を強化し、そのことが経済を強くする、新たな経済社会システムづくりに挑戦するもの。
--------------	--

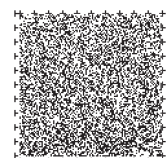
ニーズキャッチシステム	支援を必要とする世帯や地域共通の課題を早期に発見し、必要に応じて専門機関や専門職につなぐことのできる仕組み。
-------------	--

認知症	成人後に、脳に損傷を受けることによって認知機能が低下する状態。脳血管障害、脳外傷、変性疾患、アルコール中毒などが原因で起こる。原因疾患からアルツハイマー型認知症、脳血管性認知症、レビー小体型認知症などに分類される。
-----	---

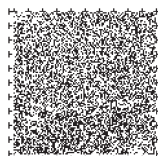
認知症サポーター	都道府県、市町村、職域団体等が実施する「認知症サポーター養成講座」を受けた人。認知症を正しく理解し、地域で認知症の人や家族を温かく見守る応援者となり、自分のできる範囲で活動する。
----------	---

【は行】

ハザードマップ	自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。
---------	-------------------------------



パブリックコメント	行政機関の基本的な施策等を決定する過程において、その施策等の案を広く住民に公表し、これに対して住民から提出された意見等の概要及びこれに対する行政機関の考え方等を公表するとともに、その住民から提出された意見等を考慮して当該施策等の案の決定を行う一連の意見募集に関する手続。
バリアフリー	公共の建築物や道路、個人の住宅等において、高齢者や障害のある人の利用に配慮した設計。道幅を広げることや段差の解消、手すりの設置、点字案内などがある。
福祉員	各自治会から選出され、下関市社会福祉協議会の会長から委嘱を受けて活動する「小地域福祉活動の推進者」。 自治会長、民生委員・児童委員などと協力して、地域の生活課題を解決するための活動や福祉課題を抱える住民を支援する活動などを進める。
福祉ニーズ	福祉に関する要望。必要とされている福祉サービス。
ふれあい・いきいきサロン	身近な場所において、高齢者等の地域住民が気軽に集まり、ふれあいを通して生きがいつくり、仲間づくり、また、介護予防等を行う場。
【ま行】	
マンパワー	人間の労働力。人的資源。
民生委員	厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者であり、「児童委員」を兼ねている。
メールマガジン	メールでの定期的な情報発信を、読みたい人が購読するメールの配信形態。
【や行】	
ユニバーサルデザイン	高齢であることや障害の有無などにかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、環境などをデザインするという考え。
要支援・要介護認定者	寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態（要介護状態）あるいは、家事や身支度等の日常生活に支援が必要であり、特に介護予防サービスが効果的な状態（要支援状態）であり、保険者である市に認定された者。



【ら行】

療育手帳	児童相談所または知的障害者更生相談所において、知的障害と判定された人に対して交付される手帳。
------	--

【D】

DV（ドメスティック・バイオレンス）〔配偶者等からの暴力〕	配偶者や恋人などの親密な関係にあるパートナーから加えられる暴力のことをいう。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力（生活費を渡さないなど）、社会的暴力（交友の制限など）も含まれる。
-------------------------------	--

【L】

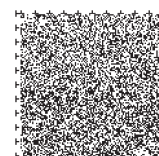
LGBT	多様な性的指向及び性自認に関する呼称。女性の同性愛者（Lesbian：レズビアン）、男性の同性愛者（Gay：ゲイ）、両性愛者（Bisexual：バイセクシュアル）、こころの性とからだの性との不一致（Transgender：トランスジェンダー）を指す各単語の頭文字を組み合わせたもので、多様な性を持つ人たちを表している。
------	---

【N】

NPO 団体	民間非営利団体。政府や企業などではできない社会的な問題に、非営利で取り組む民間団体。
--------	--

【S】

SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）	インターネットを通じて人と人のつながりを促進し、コミュニティの形成を支援する会員制サービス。代表的なサービスとして、「ツイッター」「フェイスブック」などがある。
------------------------	--



**第3期下関市地域福祉計画
第3期下関市地域福祉活動計画**

発行年月 平成30年3月

発行 下関市
社会福祉法人下関市社会福祉協議会

編集 下関市 福祉部 福祉政策課
〒750-8521 下関市南部町1番1号
Tel 083-231-1723 Fax 083-231-1735
社会福祉法人 下関市社会福祉協議会 地域福祉課
〒751-0823 下関市貴船町三丁目4番1号
Tel 083-232-2002 Fax 083-232-1522

